

小山市有機農業推進協議会規約

令和 3 年 12 月 1 日制定

令和 4 年 8 月 3 日改正

令和 5 年 6 月 21 日改正

(名 称)

第 1 条 本協議会は、小山市有機農業推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本協議会は、有機農業の健全な育成・普及・発展を通して、持続可能な地域農業の存続・発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 有機農業の技術に関する調査・研究・普及
- (2) 有機農業を担う小規模農家、新規就農者、法人、主業農家や自給農家など「農の多様な担い手」全般を対象とする支援
- (3) 市民の農業理解を深化させる取り組み
- (4) 小山市の有機農業に対する提言・意見等
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第 4 条 本協議会は、次に掲げる者（会員）をもって組織する。

- (1) 農業者（新規就農者を含む）
- (2) 農業関係団体
- (3) 流通関係団体
- (4) 消費者団体
- (5) 学識経験者
- (6) 小山市
- (7) その他会長が必要と認める者

(入 会)

第 5 条 当会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出をする。

(役 員)

第 6 条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1 名
- (5) 監事 1 名

2 役員は、会員の互選により定める。

3 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 監事は、本協議会の会計を監査する。

(役員解任)

第7条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められる場合

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない非行があった場合

(総会)

第8条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、定期総会を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

3 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 総会は、会長が主宰し、議長を務める。

5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会員全員が総会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

7 総会は、本協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。

(1) 規約の制定及び改正

(2) 役員の承認

(3) 事業報告・収支決算

(4) 事業計画・収支予算

(5) その他本協議会の運営に関し重要な事項

(部会)

第9条 協議会の事務を補佐するため、小山市有機農業推進協議会部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する会員をもって組織する。

3 部会に会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。

4 部会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

5 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 部会は、その会議、活動等の経過、結果等を協議会に報告する。

(懲戒)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。

(1) 反社会的または法令に抵触する行為または本規約に違反した場合

(2) 会員にふさわしくない非行があった場合

(事務局)

第11条 事務局は、小山市産業観光部農政課内に置く。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか本協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

(解散した場合の地位の継承)

第14条 本協議会を解散した場合には、小山市にその地位を継承する。

附 則

本規約は、令和3年12月 1日から施行する。

本規約は、令和4年 8月 3日から施行する。

本規約は、令和5年 6月 21日から施行する。